

令和2年度第1回

滝沢市立学校給食センター運営委員会

日 時 令和2年7月13日(月)

午後4時30分～5時30分

場 所 滝沢市役所 4階 中会議室

委嘱状交付

1 開会

2 教育長あいさつ

3 議事録署名人の指名

4 議題

(1) 学校給食センター運営委員会会長、副会長の選任について

(2) 令和2年度学校給食センターの運営について

5 報告

(1) 学校給食費の収納状況等について

(2) 学校臨時休業に係る学校給食費の対応について

6 その他

7 閉会

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿
(任期：令和2年7月1日～令和3年6月30日)

番号	氏名	職名	新再の別
1	太田 厚子	鵜飼小学校長 (滝沢市小中学校長会会長)	新任
2	小野寺 教子	滝沢小学校長	新任
3	石 亀 健	一本木小学校長	新任
4	和 田 英	滝沢中央小学校長	新任
5	三 浦 猛 雄	滝沢第二中学校長	新任
6	角 掛 忠 浩	滝沢中学校長	新任
7	佐々木 要明	篠木小学校PTA会長	新任
8	白 澤 仁	滝沢第二小学校PTA会長	再任
9	石 川 昌 之	姥屋敷小中学校PTA会長	新任
10	高 橋 雅 寛	柳沢小中学校PTA会長	新任
11	幅 洋 一	滝沢東小学校PTA会長	新任
12	熊 谷 勝 文	滝沢南中学校PTA会長	新任
13	吉 田 友 彦	一本木中学校PTA会長 (滝沢市PTA連絡協議会会長)	新任
14	山 下 金 吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会長	再任
15	中 村 文 雄	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	再任
16	太 野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	再任
17	齊 藤 静 子	滝沢南部主任児童委員	再任
18	葛 卷 亮 子	滝沢中部主任児童委員	再任
19	伊 藤 紀 子	滝沢北部主任児童委員	再任

滝沢市教育委員会出席者名簿

職名	氏名	職名	氏名
教 育 長	熊 谷 雅 英	主 任 主 査	工 藤 秀 磯
教 育 次 長	佐 藤 勝 之	主 事	須 東 美 穂
所 長	松 本 昭 彦	栄 養 教 諭	長 谷 部 紘 子
総 括 主 査	谷 地 知 子	栄 養 教 諭	齊 藤 奈 海
主 任 主 査	関 村 紀 幸		

4 議題

(1) 学校給食センター運営委員会会長、副会長の選任について

滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和59年条例第8号）第7条第1項の規定により、会長及び副会長各1名を委員のうちから互選する。

会 長 1名

副会長 1名

理由

全ての委員が新たに委嘱されたことによる。

議題

(2) 令和2年度学校給食センターの運営について

【学校給食センター運営の基本目標】

学校給食の目標を踏まえ、次の各事項について適切に対処することにより、学校教育の一環としての、学校給食の一層の安全と充実及び食育のさらなる推進を図るとともに、学校給食の管理運営に係る経費の削減を推進します。

～学校給食法〔抜粋〕～

◇学校給食の目標(学校給食法第1条、第2条)

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的に、次に掲げる目標達成に努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

◇運営目標

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供する。
- 2 児童生徒に食に関する指導を行い、日常における食生活の改善と健康の増進を図る。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

◇具体的実践計画の項目

- 1 給食センター運営委員会の開催
- 2 学校給食担当者会議の開催
- 3 給食だよりの配布
- 4 献立の内容と給食物資の選定
- 5 食に関する指導、希望献立の実施
- 6 地産地消の推進
- 7 給食センターPR事業・情報発信事業の実施
- 8 食材等の放射性物質濃度検査の実施
- 9 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付のPR

【具体的実践計画】

1 給食センター運営委員会の開催

- ・ 第1回 令和2年7月
- ・ 第2回 令和3年1月

2 学校給食担当者会議の開催

- ・ 第1回 令和2年4月
- ・ 第2回 令和3年2月

3 給食関係予算 (R2 当初予算額)

※ () 内は、R1 当初予算

歳入	462,278千円	(463,182千円)
・ 給食費現年分	251,320千円	(253,583千円)
・ 〃 滞納繰越分	3,057千円	(3,345千円)
・ 雑入	499千円	(499千円)
・ 市の一般財源より	207,402千円	(205,755千円)
歳出	462,278千円	(463,182千円)
・ 学校給食事業費	420,759千円	(416,164千円)
(内、給食材料費	254,246千円)	(257,118千円)
(内、施設等管理委託費	121,531千円)	(120,644千円)
・ 学校給食施設改善事業費	0千円	(0千円)
・ 職員人件費	41,331千円	(46,830千円)
・ 運営委員会事務費	188千円	(188千円)

* 「歳入」の雑入について

内訳は、給食費遅延損害金、実習生受入金、給食食材補助、使用済食用油売却益となっており、これらの歳入を給食材料費の一部に充てるものである。

4 給食センター年間稼働日数 192日 (R1 当初：191日)

1学期	4月 8日(水)～7月17日(金)	67日	(68日間)
2学期	8月19日(水)～12月21日(月)	85日	(82日間)
3学期	1月15日(金)～3月15日(月)	40日	(41日間)

(米飯給食週4.5回、パン給食週0.5回)

※詳細は、別紙「資料1」を参照

4月30日及び5月1日の学校臨時休業に伴い、給食日数を確保するため、令和元年度第2回運営委員会で説明した稼働日数について、次のとおり変更した。

<稼働期間>

2学期 8月20日(木)～12月22日(火)⇒8月19日(水)～12月21日(月)

3学期 1月18日(月)～3月12日(金)⇒1月15日(金)～3月15日(月)

<稼働日数>

1学期：69日⇒67日 2学期：変更なし 3学期：38日⇒40日

※合計日数192日は変更なし

5 給食回数と給食費

学 校 別	小学校	中学校	備 考
給食回数	175回	170回	令和元年度と同じ
給食費の年額	47,600円	51,000円	令和元年度と同じ
1食当り給食費	272円	300円	令和元年度と同じ
年間納期	10期	10期	令和元年度と同じ
第1期給食費	5,300円	5,100円	令和元年度と同じ
第2～10期給食費	4,700円	5,100円	令和元年度と同じ

6 給食対象人員 (R2当初調定時) ※ () 内は、R1当初調定時

小学校9校	3,220人	(3,228人)
中学校6校	1,584人	(1,572人)
教職員	371人	(372人)
給食センター	39人	(43人)
計	5,214人	(5,215人)

7 献立の内容

献立内容は、下記のことにより作成する。

- ・栄養所要量の確保
- ・旬の食材や行事の配慮
- ・嗜好上の考慮・・・年1回各小中学校の希望献立を実施。
- ・経済上の考慮・・・1食当たりの給食費で賄えるような食材選定と献立作成。
- ・衛生上の配慮・・・食中毒防止等の観点から、気温の高い時期を考慮した献立作成。
(6～9月の混ぜご飯休止、和え物への使用食材考慮など)
- ・調理作成上の配慮・・・時間内に衛生的な作業を行えるよう配慮した献立作成。
(食数が多く1種類の主菜を時間内に調理できないため、小・中学校別の主菜で献立作成)
- ・重篤な症状の出やすい蕎麦やクルミは使用しない。
- ・一つの献立にアレルギーの種類が多くなるようにする。

8 給食物資の選定

- ・地場産品の活用 (米、牛乳、生産供給組合納入野菜等)
- ・安全な食材の確保
 - * 滝沢産→県産→国産→外国産の順に、安全性の確認できるおいしい地元の食材を優先して使用。
 - * 新鮮野菜以外の全ての食材については、成分表により食材の組成内容を確認し、不必要な食品添加物等の使用されていない食材を選定。
 - * 見積競争入札において見本品審査を行い、味や鮮度、形状、見た目など総合的に良品とみなされた食材を選定。
- ・調理作業時間への配慮
 - * 食材形態 (冷凍・冷蔵等) や包装内容の形態等、時間内に効率的な作業を行えるよう配慮し選定。

9 「食に関する指導」の実施

正しい食習慣の理解のため、栄養教諭が各学校を訪問し、児童生徒に直接「食に関する指導」を実施する。

市内小学校5年生の全学級並びに希望する小中学校で実施する。

※詳細は、別紙「資料2・3」を参照

10 「希望献立」の実施

児童生徒が自ら考えた献立を給食として提供することにより、給食への関心や食べることへの意欲を持たせる。

献立を考える機会を持つことで、食事形態や栄養バランスを理解するきっかけとする。

「希望献立」は、市内全小中学校で実施する。

※詳細は、別紙「資料4」を参照

11 地産地消の推進

地場産品の使用

- ・米 ……滝沢産あきたこまち（12年度から）
- ・牛乳 ……原乳は滝沢産も使用。紙パック牛乳使用（13年度から）
- ・野菜・りんご……滝沢市学校給食食材生産供給組合から市内産を納入

品目＝きゅうり、大根、キャベツ、ピーマン、長ねぎ、ごぼう、白菜、人参、なす、ミニトマト、りんご、さつまいも、ズッキーニ

12 給食センターPR事業・情報発信事業の実施

(1) 学校給食センターPR事業

- ①滝沢産食材使用のふれあい給食会の開催（篠木小学校で10月16日(金)開催予定）
- ②滝沢市学校給食センター見学・試食会の開催（11月頃予定）

(2) 学校給食センター情報発信事業

- ①「健康づくり宣言」にかかる「おすすめ給食レシピ」のブログによる情報発信
- ②毎月の献立表の裏面活用による情報発信（食育、給食費等）
- ③市ホームページによる情報発信
 - ・学校給食センター運営委員会議事録の公表
 - ・献立表の掲載
 - ・放射性物質濃度検査結果の掲載
 - ・ブログによる毎日の給食メニューの紹介等
- ④滝沢産食材の使用予定を全小中学校にお知らせ
- ⑤食育推進ののぼり旗掲示

13 食材等の放射性物質濃度検査の実施

給食で使用する地場農産物や提供した給食1食分の放射性物質濃度検査を行い、給食のさらなる安全安心の確保に努め、不安の解消を図る。

- ・食材は、地元から直接納入される地場農産物をサンプリング検査する。(1食材につき年1回)
- ・提供した給食1食分を毎月1回(原則第4週の木曜日)検査する。

14 給食費の収納率向上と口座振替の促進・コンビニ納付PR

収納率向上のために口座振替と納付者の利便性を考慮した、コンビニエンスストアでの納付PR。

- ・納め忘れのない口座振替の促進
- ・24時間365日利用(支払)可能なコンビニ納付のPR
- ・初めて新入生児童をもつ世帯を対象とした納入励行文書の送付
- ・各学校での学期末面談後に給食センター職員による納付面談の実施
- ・児童手当から差引く納付方法やその他、期限内納付の勧奨などチラシによる周知

[参考]

◇ 施設概要

名 称	滝沢市立学校給食センター
TEL	019-687-3451
FAX	019-687-3452
所在地	岩手県滝沢市外山86番地18
建設年度	昭和58年度(昭和63・平成10・12年度増築)
供用開始	昭和59年4月9日
調理能力	6,000食(創設時5,034食)
敷地面積	4,539.26㎡
建 物	鉄骨造一部2階建 延べ面積 1,701.04㎡
建設当初総事業費	421,530千円

令和2年度 給食センター稼働日数

滝沢市立学校給食センター

	月 別	稼働日数	小計	学期別稼働期間	第2金曜 (パン)	第4金曜 (パン)	計
1 学期	4月	15日	67日	4月8日(水)	R2.4.10	R2.4.24	2回
	5月	17日			R2.5.8	R2.5.22	2回
	6月	22日			R2.6.12	R2.6.26	2回
	7月	13日		7月17日(金)	R2.7.10		1回
2 学期	8月	9日	85日	8月19日(水)		R2.8.28	1回
	9月	20日			R2.9.11	R2.9.25	2回
	10月	22日			R2.10.9	R2.10.23	2回
	11月	19日			R2.11.13	R2.11.27	2回
	12月	15日		12月21日(月)	R2.12.11		1回
3 学期	1月	11日	40日	1月15日(金)		R3.1.22	1回
	2月	18日		R3.2.12	R3.2.26	2回	
	3月	11日		3月15日(月)	R3.3.12		1回
	合計	192日			10回	9回	19回

給 食 回 数	小学校	175回	前年度175回
	中学校	170回	// 170回
	センター	192回	// 191回

* 米飯給食回数 週4. 5回(前年度週4. 5回)

(年間 小学校 156回、中学校 151回、センター 173回)

* パン給食回数 週0. 5回(偶数週の金曜日)前年度週0. 5回

(年間 小学校 19回、中学校 19回、センター 19回)

令和2年度「食に関する指導」について

1 目的

食に関する指導を受けることにより、生涯を通じて健やかに生きるための望ましい食習慣や自己管理能力を身に付け、健全な食生活への実践につなげることを目的としている。

2 食育の視点

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させる。
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けさせる。
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けさせる。
- ④ 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもたせる。
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付けさせる。
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解させるとともに、尊重する心をもたせる。

3 実施内容

- ① 小学校5年生の全学級で実施します。それ以外の学年では、希望に応じて行います。
内容や指導時間に関しては資料3の通りとします。
- ② ~~4校時に指導の場合は、指導者はその学級と一緒に給食をとります。~~
~~(主食・トレイはコンテナへ入れます。その他のおかず等・食器類は会食する学級に加えます。~~
~~牛乳は指導者が持参します。)~~
- ③ 指導日が近くなりましたら、給食（食育）担当の先生と連絡を取り合い、詳細な日程の確認をいたします。

4 指導実施期間

令和2年5月～令和2年12月の間で、資料3の表に基づき、各学校の希望日を調整し決定します。調整後、4月下旬に各学校へお知らせします。

5 指導時間

- ① 2・3・4・5校時を基本とします。20分授業または45分授業（中学校は50分授業のみ）を選択して下さい。4校時の指導の場合は会食を伴います。
- ② 1日に複数学年の指導を希望される場合は、2学年まででお願いいたします。
(教材を持ち運ぶ都合上。2学年以上希望される場合は、事前にご相談ください。)
- ③ 45分（50分）授業を実施する学年は、1日に最大3クラスまででお願いいたします。
(1学年4クラス以上ある学年は、2日間以上に分けての実施をお願いします。)

6 その他

「学校訪問」について（特に月は定めません。）

- ・各学校の希望に応じて、給食時間に栄養教諭が訪問します。
- ・児童生徒の喫食の様子を把握し、献立作成や調理の向上に資するためこちらから訪問させていただくこともあります。


食に関する指導の実施予定・指導内容

1 実施予定

月	「食に関する指導」実施予定校
5月	鶉飼小学校①・一本木小学校
6月	鶉飼小学校②・滝沢第二小学校
7月	篠木小学校・柳沢小中学校
8月	滝沢小学校①・姥屋敷小中学校
9月	滝沢小学校②・滝沢中央小学校
10月	滝沢小学校③・滝沢東小学校
11月	滝沢第二中学校・一本木中学校
12月	滝沢南中学校・滝沢中学校

2 指導内容

指導学年		題材名	指導時間 (選択)
小学校5年生	全学級	「朝ごはんをきちんと食べよう」	45分
小学校1年生	希望学級	「すききらいしないで何でも食べよう」	20分
小学校2年生		「野菜を食べよう」	20分・45分
小学校3年生		「じょうぶな骨をつくろう」	20分・45分
小学校4年生		「食べ物の3つの仲間を知ろう」	20分・45分
小学校6年生		「おやつについて考えよう」	45分
中学校1年生		「朝食について考えよう」	50分
中学校2・3年生		「スポーツと栄養」「間食と夜食について」	50分

※小学校1～3年生については、の題材も選択できます。各学校で希望の題材を選んでお知らせください。

※今年度より、小学校1年生「すききらいしないで何でも食べよう」の指導時間を20分にさせていただきます。

※小学校1～3年生については、45分授業を選択した場合、2クラス合同での指導も可能です。

【小学校45分指導・中学校50分指導について】

あらかじめ、給食担当の先生宛に指導案を送付いたします。学級担任をT1、栄養教諭をT2とするT・T方式による指導にご協力をお願いします。主に児童生徒の指名、話し合い活動の進行、児童生徒の発表部分、学習のまとめ部分をT1である担任の先生にお願いすることになります。

令和2年度「希望献立」の実施について

1 目的

- (1) 児童生徒が学校給食の献立作成を通して給食への興味、関心を高め、自ら考えた献立を実際に給食として実施することで、食べることへの意欲を持たせる。
- (2) 食事の形態や栄養のバランスを理解する機会とする。

2 実施方法

- (1) 希望献立の実施方法及び取りまとめは、各学校で行います。
- (2) 決まった希望献立は、別紙に記入し給食センターへ提出して下さい。(1~2種類)
- (3) 提出された献立が、栄養面や価格面で配慮が必要な場合は、随時連絡を取り合い調整・決定することとします。
- (4) 希望献立のねらい等は、記入いただいた用紙のまま実施月の給食だよりに掲載しますので、濃くはっきりとした字でご記入下さい。

【注意事項】

- ◆7月から9月は、食中毒予防のため、混ぜご飯は実施できません。主食は「白いごはん」もしくは「パン」となります。
- ◆希望献立は過去の給食献立表を参考に、提供があったメニューの中から考えていただけますと幸いです。

3 日程

見積り入札のため、提出期限は2か月前にお願いします。

実施月	学校名	提出期限
7月	姥屋敷小学校・姥屋敷中学校	5月1日(金)
8月	一本木小学校・滝沢小学校	6月1日(月)
9月	滝沢中央小学校・一本木中学校	6月1日(月)
10月	滝沢第二小学校・滝沢南中学校	7月1日(水)
11月	柳沢小学校・柳沢中学校	9月1日(火)
12月	篠木小学校・滝沢中学校	10月1日(木)
1月	滝沢東小学校	11月2日(月)
2月	鵜飼小学校・滝沢第二中学校	11月2日(月)

※8・9月、1・2月は2ヵ月分まとめて入札を行うため、提出期限も早くなっております。

令和2年度 滝沢市立学校給食センター給食年間指導計画

資料 5

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
旬の食材	アスパラガス・山菜 キャベツ・菜の花 いちご・夏柑 清蒸オレンジ	水産・しらこ アスパラガス	水産・しらこ・山菜 アスパラガス	水産・しらこ・山菜 アスパラガス	キャベツ・さつまいも ズッキーニ・なす・トマト ピーマン・ズッキーニ	水産・キャベツ・さつまいも なす・ミニトマト・オクラ ピーマン・枝豆・南瓜 パイン	大根・白菜・キャベツ きゅうり・なす・枝豆 りんご・梨	大根・白菜・キャベツ なす・さつまいも りんご・梨	白菜・ねぎ・南瓜 しいたけ・里芋 さつまいも・りんご	ねぎ・しらこ・南瓜 さつまいも みかん・りんご	白菜・青梗菜 ねぎ・大根・青梗菜 きょうりょう・れんこん みかん	白菜・ねぎ・青梗菜 大根・青梗菜 いちご・みかん	菜の花・キャベツ いちご デコボコ・甘夏	
	滝沢市の地場産物	米	米	米	米・大根・キャベツ ミニトマト・ズッキーニ	米・キャベツ・さつまいも ねぎ・ミニトマト・大根 ピーマン・なす	米・大根 ねぎ・白菜・ピーマン キャベツ・りんご さつまいも・りんご	米・大根 ねぎ・白菜・ピーマン キャベツ・りんご さつまいも・りんご	米・ねぎ キャベツ・大根・白菜 にんじん・りんご さつまいも	米・ねぎ 白菜・にんじん・大根 キャベツ・りんご さつまいも	米 大根・にんじん ねぎ・白菜	米 大根・にんじん ねぎ・白菜	米 大根・ねぎ	
献立作成上の配慮		ひつみ・けんちん汁・つっぺい汁・お煮しめ・さんまのすり身汁・いもの二汁・兩部焼き・すき焼き・煮・がんづきなど												
食文化の伝承	岩手の郷土食													
	行事食	入学・進級 お祝い給食 食育の日	端午の節句 食育の日	歯と口の健康週間 食育の日	七夕給食 スポーツの日 食育の日	野菜の日	食育の日	食育の日	十五夜 岩手鶏肉の日 食育の日	餅の日 岩手牛の日 食育の日	クリスマス給食 冬至給食 食育の日	学校給食週間 食育の日	節分給食 食育の日	桜の節句 卒業・修了 お祝い給食
家庭・地域との連携	食育の日テーマ 【かみかみ献立①】	かみかみ献立①	かみかみ献立②	かみかみ献立③	かみかみ献立④	かみかみ献立⑤	かみかみ献立⑥	かみかみ献立⑦	かみかみ献立⑧	かみかみ献立⑨	かみかみ献立⑩	かみかみ献立⑪	かみかみ献立⑫	
	希望献立 【提出締切日】													
学校との連携		<p><小学校> 1年「すききらいしないで何でも食べよう」2年「野菜を食べよう」3年「じょうぶな骨をつくらう」小1～3年「おはし名人になろう(45分)」 4年「食べ物の3つの仲間を知ろう」5年「頭ごなしをきくと食べよ(45分)」※全学年 6年「おやつについて(45分)」 (※時間指定の題材以外は、指導時間20分又は45分の選択) <中学校>1年「朝食について考えよう」2・3年「スポーツと栄養」「間食と夜食について」 【小学校5年生以外は、希望する学年】</p>												
教室掲示資料テーマ	学校給食について 食育の日	給飼小① 一本木小	給飼小② 滝沢第二小	給飼小③ 滝沢小	給飼小④ 滝沢第二小	給飼小⑤ 滝沢小	給飼小⑥ 滝沢第二小	給飼小⑦ 滝沢第二小	給飼小⑧ 滝沢第二小	給飼小⑨ 滝沢第二中	給飼小⑩ 滝沢第二中	給飼小⑪ 滝沢第二中	給飼小⑫ 滝沢第二中	
	教室掲示資料テーマ	学校給食について 食育の日	給飼小① 一本木小	給飼小② 滝沢第二小	給飼小③ 滝沢小	給飼小④ 滝沢第二小	給飼小⑤ 滝沢小	給飼小⑥ 滝沢第二小	給飼小⑦ 滝沢第二小	給飼小⑧ 滝沢第二中	給飼小⑨ 滝沢第二中	給飼小⑩ 滝沢第二中	給飼小⑪ 滝沢第二中	給飼小⑫ 滝沢第二中
家庭・地域との連携	給食だより	給食について知ろう	好きな食べないでな んでも食べよう	歯と口の健康について 考えよう	暑さに負けない 食事をしよう	朝食をしっかりと食べ よう	スポーツ授業につ いて知ろう	感謝する園に感謝を つけたい(運動会や、秋 祭りの行事について知ら せる。)	不足しがちな野菜類や果 物に含まれるビタミン類 や、食物繊維について知ら せる。	感謝に繋がっている人 や、生産者の苦労を知ら せ感謝の気持ちをもちま せる。	食育の歴史を知り、給食 の歴史を知ろう。 ・郷土の食べ物を知ろ う。	身体を作るのに必要な たんぱく質やカルシウムに ついて知らせる。 ・大豆、納豆、乳製品、 魚の骨、干し食品など、 身近な食品から加工 品があることを知らせる。	1年間の反省を しよう	1年間の反省を しよう
	給食だより	給食について知ろう	好きな食べないでな んでも食べよう	歯と口の健康について 考えよう	暑さに負けない 食事をしよう	朝食をしっかりと食べ よう	スポーツ授業につ いて知ろう	感謝する園に感謝を つけたい(運動会や、秋 祭りの行事について知ら せる。)	不足しがちな野菜類や果 物に含まれるビタミン類 や、食物繊維について知ら せる。	感謝に繋がっている人 や、生産者の苦労を知ら せ感謝の気持ちをもちま せる。	食育の歴史を知り、給食 の歴史を知ろう。 ・郷土の食べ物を知ろ う。	身体を作るのに必要な たんぱく質やカルシウムに ついて知らせる。 ・大豆、納豆、乳製品、 魚の骨、干し食品など、 身近な食品から加工 品があることを知らせる。	1年間の反省を しよう	1年間の反省を しよう
その他		・アレルギー対応品の配布 ・滝沢市学校給食食料生産供給組合との連携(7月～2月頃)												
人員報告書・行事予定 提出締切日		①3月10日(火)	4月10日(金)	5月11日(月)	6月10日(水)	7月10日(金)	9月10日(木)	10月9日(金)	11月10日(火)	12月10日(木)				

5 報告

(1) 学校給食費の収納状況等について

令和元年度学校給食費現年賦課分収納状況

○ 学校別収納状況

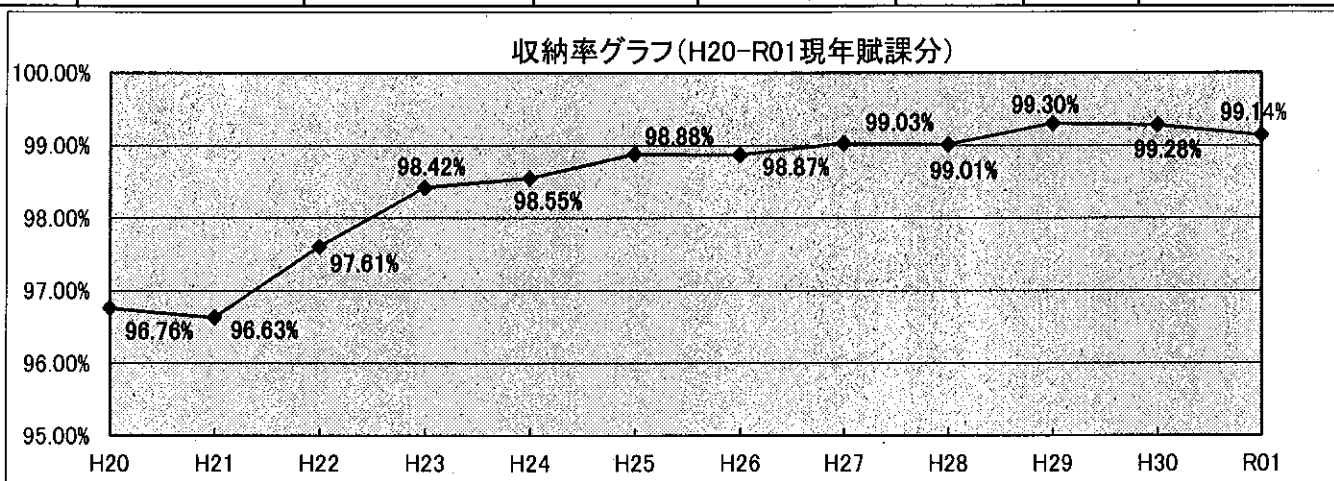
【令和2年5月末現在】

学校名	調定額	収納額	還付未済額	収入未済額	収納率 (金額)	前年度 収納率 (金額)	比較
	調定件数	収納件数	還付未済件数	収入未済件数			
篠木小学校	16,931,728円	16,701,208円	0円	230,520円	98.64%	99.09%	-0.45%
	376件	368件	0件	8件			
滝沢小学校	35,056,176円	34,595,600円	0円	460,576円	98.69%	99.54%	-0.85%
	779件	757件	0件	22件			
滝沢第二小学校	24,638,032円	24,449,500円	0円	188,532円	99.23%	98.79%	0.44%
	547件	538件	0件	9件			
鵜飼小学校	33,679,040円	33,364,448円	0円	314,592円	99.07%	99.51%	-0.44%
	758件	741件	0件	17件			
一本木小学校	6,175,760円	6,123,168円	0円	52,592円	99.15%	99.31%	-0.16%
	138件	136件	0件	2件			
姥屋敷小学校	1,151,648円	1,151,648円	0円	0円	100.00%	100.00%	0.00%
	26件	26件	0件	0件			
柳沢小学校	1,079,024円	1,079,024円	0円	0円	100.00%	100.00%	0.00%
	27件	27件	0件	0件			
滝沢東小学校	14,103,472円	13,982,368円	0円	121,104円	99.14%	99.17%	-0.03%
	324件	318件	0件	6件			
滝沢中央小学校	26,785,472円	26,654,720円	0円	130,752円	99.51%	-	-
	594件	585件	0件	9件			
小学校計	159,600,352円	158,101,684円	0円	1,498,668円	99.06%	99.33%	-0.27%
	3,569件	3,496件	0件	73件			
滝沢南中学校	35,693,100円	35,481,700円	0円	211,400円	99.41%	99.34%	0.07%
	726件	711件	0件	15件			
滝沢第二中学校	20,547,000円	20,320,400円	0円	226,600円	98.90%	98.70%	0.20%
	425件	415件	0件	10件			
一本木中学校	3,199,800円	3,199,800円	0円	0円	100.00%	99.30%	0.70%
	66件	66件	0件	0件			
姥屋敷中学校	535,200円	535,200円	0円	0円	100.00%	100.00%	0.00%
	11件	11件	0件	0件			
柳沢中学校	1,181,700円	1,181,700円	0円	0円	100.00%	100.00%	0.00%
	25件	25件	0件	0件			
滝沢中学校	23,435,100円	23,247,700円	0円	187,400円	99.20%	99.29%	-0.09%
	483件	477件	0件	6件			
中学校計	84,591,900円	83,966,500円	0円	625,400円	99.26%	99.18%	0.08%
	1,736件	1,705件	0件	31件			
学校給食センター	2,080,316円	2,080,316円	0円	0円	100.00%	100.00%	0.00%
	12件	12件	0件	0件			
合計	246,272,568円	244,148,500円	0円	2,124,068円	99.14%	99.28%	-0.14%
	5,317件	5,213件	0件	104件			

○学校給食費年度別収納状況

【現年分】

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	件数	収納率	備考
H20	243,352,767円	235,460,522円		7,892,249円	276件	96.76%	還付未済 4円
H21	245,967,974円	237,670,580円		8,301,894円	353件	96.63%	還付未済 4,500円
H22	246,205,148円	240,328,339円		5,876,809円	202件	97.61%	
H23	247,561,258円	243,640,558円		3,920,700円	197件	98.42%	
H24	246,179,269円	242,610,692円		3,568,577円	133件	98.55%	
H25	245,999,964円	243,241,158円		2,758,806円	130件	98.88%	
H26	249,043,536円	246,223,346円		2,829,490円	108件	98.87%	還付未済 9,300円
H27	260,062,080円	257,536,550円		2,525,530円	113件	99.03%	
H28	260,506,928円	257,923,604円		2,583,324円	106件	99.01%	
H29	259,044,156円	257,235,456円		1,808,700円	85件	99.30%	
H30	255,163,752円	253,333,104円		1,830,648円	76件	99.28%	
R01	246,272,568円	244,148,500円		2,124,068円	104件	99.14%	



【滞納繰越分】

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	件数	収納率	備考
H20	43,154,289円	3,014,805円		40,139,484円	1,272件	6.99%	
H21	48,031,733円	3,042,125円	2,266,630円	42,722,978円	1,212件	6.33%	
H22	51,024,872円	3,985,023円	1,118,240円	45,921,609円	1,322件	7.81%	
H23	51,798,418円	5,889,273円	1,325,625円	44,583,520円	1,232件	11.37%	
H24	48,504,220円	6,666,373円	242,150円	41,595,697円	1,159件	13.74%	
H25	45,164,274円	6,832,076円		38,336,698円	1,077件	15.13%	還付未済 4,500円
H26	41,095,504円	6,305,479円		34,790,025円	987件	15.34%	
H27	37,619,515円	5,706,181円	580,115円	31,333,219円	888件	15.17%	
H28	33,858,749円	4,943,714円		28,915,035円	821件	14.60%	
H29	31,498,359円	4,165,162円		27,333,197円	766件	13.22%	
H30	29,141,897円	4,254,858円		24,887,039円	702件	14.60%	
R01	26,717,687円	4,161,518円		22,556,169円	642件	15.58%	

○ 口座振替利用率

年度	対象件数	利用件数	利用率
H27	5,409件	4,161件	76.93%
H28	5,405件	4,174件	77.22%
H29	5,394件	4,146件	76.86%
H30	5,313件	4,050件	76.23%
R01	5,317件	4,028件	75.76%

※「対象件数」は調定件数、「利用件数」は第10期の振替依頼件数

○ コンビニ収納利用実績

年度	対象件数	利用件数	利用率
H27	5,409 件	737 件	13.63%
H28	5,405 件	811 件	15.00%
H29	5,394 件	987 件	18.30%
H30	5,313 件	1,021 件	19.22%
R01	5,317 件	842 件	15.84%

※「対象件数」は調定件数、「利用件数」はコンビニ収納を一度でもしたことがある件数
「利用件数」「コンビニ収納額」は督促状や催告書等で支払ったものも含む。

(2) 学校臨時休業に係る学校給食費の対応について

1 概要

新型コロナウイルス感染症防止のための臨時学校休業により、給食が提供できなかった分の令和元年度給食費について、減額及び還付により対応した。

2 給食が提供できなかった期間

令和2年3月4日(水)から13日(金)までの8日間

3 給食費減額

5,183件 - 7,896,304円

学校・学年ごとに給食提供日が異なるので、減額する額も異なる。

4 給食費還付

(1) 還付額

4,250件 6,479,796円

※減額と還付の金額が一致しない理由

①未納がある保護者には減額のみで還付しない。

②要保護者及び準要保護者については、保護者への還付ではなく、直接生活保護費及び就学援助費へ返還している。

(2) 還付方法

保護者等の口座へ振込の方法により還付した。

(3) 還付期間

令和2年3月25日～5月25日

○滝沢市立学校給食センター設置条例

昭和59年3月21日

条例第8号

改正 平成元年6月12日条例第25号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢村立学校給食センター設置条例（昭和43年滝沢村条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、滝沢市立学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 滝沢市は、滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢村条例第7号）に規定する小学校及び中学校の学校給食に関する調理等の業務を一括処理する施設として、次のとおり滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

名称	位置
滝沢市立学校給食センター	滝沢市外山86番地18

（職員）

第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（滝沢市立学校給食センター運営委員会の設置）

第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、滝沢市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の所掌事務）

第5条 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言する。

（運営委員会の組織）

第6条 運営委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校長
- (2) 中学校長
- (3) PTAの代表者
- (4) 滝沢市民生委員・児童委員の代表者

- 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第7条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、会長が招集する。

- 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、運営委員会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年6月12日条例第25号)

この条例は、平成元年9月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。